石運輸第１１２８号の２
石運整第４３２号の２
平成２７年２月２４日

石川県内自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成２７年２月２０日付け北信交旅第８１３号、北信交貨第２９４号、北信交監第４５２号、北信技保第８６号）のとおり通達がありましたので了知願います。

(参考)
独立行政法人国民生活センター（平成２７年２月１９日公表）
「過信は禁物！息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べる測定器」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150219_1.html

北信交旅第８１３号
北信交貨第２９４号
北信交監第４５２号
北信技保第８６号
平成２７年2月２０日

石川運輸支局長　殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長から別紙写し（平成２７年２月１９日付け国自安第２２６号の２、国自旅第３２４号の２、国自貨第７９号の２）のとおり通達があったので、了知されるとともに、貴支局管内関係者に対し周知徹底を図り、指導願います。

交監
第 375 号
27.2.20
北陸信越運輸局

国自安第２２６号の2
国自旅第３２４号の2
国自貨第７９号の2
平成２７年2月１９日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて通達したので、貴局におかれても管内関係者に対する指導の周知徹底を図られたい。

技保
第135号
27.2.20
北陸信越運輸局

国自安第２２６号の２
国自旅第３２４号の２
国自貨第７９号の２
平成２７年２月１９日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて通達したので、貴局におかれても管内関係者に対する指導の周知徹底を図られたい。

別添

国自安第２２６号
国自旅第３２４号
国自貨第７９号
平成２７年2月１９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長
国土交通省自動車局旅客課長
国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

事業用自動車の運転者における飲酒運転を防止するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運送事業者は点呼において酒気帯びの有無について運転者から報告を求めるとともに、確認することが義務付けられております。なお、その確認においては、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などを目視等で確認することに加え、酒気帯びの有無を判断する材料を増やすことを目的としてアルコール検知器による確認が義務付けられているところです。

また、アルコール検知器による確認にあたっては、運送事業者はアルコール検知器を常時有効に保持する必要があり、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならないこととしているところです。

本日、独立行政法人国民生活センターより、市販の簡易型アルコール検知器に関し、測定方法等による指示値の差異や使用回数による指示値の変動、製品の取扱いに係る表示内容、消費者の意識等に関する調査結果が公表されましたが、関係各位におかれましては、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまで判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断するようお願いいたします。また、アルコール検知器の使用及び管理においては、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、常時有効に保持するよう、貴傘下会員に対し、併せて周知徹底方よろしくお願いいたします。